基準財政収入額及び地方揮発油譲与税	基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項に規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により加算した額がある場合には当該額に相当する額を控除した額とし、当該算定方法により控除した額がある場合には当該額に相当する額を加算した額とする。）、地方揮発油譲与税及び交通安全対策特別交付金

（災害対策基本法施行令の一部改正）

第三条　災害対策基本法施行令（昭和三十七年政令第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「法第百二条第一項第一号」を「同項第一号」に、「同条同項第二号」を「同項第二号」に改め、同条第二項中「同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における」を削り、「、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」を「及び航空機燃料譲与税」に改め、「同法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における」を削る。

附則に次の二項を加える。

5　当分の間、第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る同条第二項の規定の適用については、同項中「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額」とあるのは「」の算定に用いられた基準財政収入額（同法附則第七条の二第一項及び第七条の三第一項の規定の適用がないものとした場合における同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額に当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）に係る額を加算した額」と、「石油ガス譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「石油ガス譲与税、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金」と、「とし、市町村」とあるのは「から当該基準財政収入額の算定基礎となつた分離課税所得割交付金に係る額を控除した額とし、市町村」と、「額の算定に用いられた基準財政収入額（」とあるのは「額の算定に用いられた基準財政収入額（地方交付税法附則第七条の二第二項及び第七条の三第二項の規定の適用がないものとした場合における」と、「自動車重量譲与税及び航空機燃料譲与税」とあるのは「自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、交通安全対策特別交付金及び分離課税所得割交付金」と、「及び自動車重量譲与税」とあるのは「、自動車重量譲与税及び分離課税所得割交付金」とする。

6　平成二十九年度及び平成三十年度における第四十三条第一項の標準税収入額の算定に係る前項の規定により読み替えられた同条第二項の規定の適用については、同項中「同じ。）」とあるのは「同じ。）及び道府県民税所得割臨時交付金（地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第二号）附則第五条第七項の規定により指定都市に対し交付するものとされる道府県民税の所得割に係る交付金をいう。以下この項において同じ。）」と、「なつた分離課税所得割交付金に」とあるのは「なつた分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金に」と、「及び分離課税所得割交付金」とあるのは「、分離課税所得割交付金及び道府県民税所得割臨時交付金」とする。

（地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正）

第四条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第四条の見出し中「平成二十八年度及び」を削り、同条中「平成二十八年度及び」を削り、「における」の下に「早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る」を加え、「地方財政法施行令」を削り、「附則第十二条」を「附則第十六条」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十一年度まで」に改め、同条中「平成二十八年度」を「平成二十九年度から平成三十一年度までの各年度」に改め、同条を附則第九条とする。

附則第五条の見出し中「平成三十年度」を「平成三十四年度」に改め、同条中「平成三十年度」を「平成三十四年度」に改め、「における」の下に「早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る」を加え、「地方財政法施行令」を削り、「附則第十三条」を「附則第二十条」に、「附則第十一条」を「附則第十五条」に改め、同条を附則第八条とする。

附則第四条の次に次の三条を加える。

（平成三十年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第五条　平成三十年度及び平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十七条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第六条　平成三十二年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

（平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）

第七条　平成三十三年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令の一部改正）

2　地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律施行令（平成十一年政令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十六年度以後の各年度における」を削り、「同条第一項及び第三項」を「同項及び同条第三項」に改める。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

3　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第六条のうち地方自治法施行令第二百十条の十二の改正規定中「同条第一項及び第三項」を「同項及び」に改め、「同条第三項」を削る。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗